

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミーの推進を求める意見書

現在、気候変動の防止に向けた社会の脱炭素化（カーボン・ニュートラル）や、生物多様性の保全と活用への自然再興（ネイチャー・ポジティブ）は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっています。

今こそ、資源効率性の向上と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー（直接型経済）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミー（循環型経済）への転換が必要です。

そのためには、日常生活を支えている物品の材料の生成や加工、製品の製造から廃棄の過程で生じる自然破壊やエネルギー消費を抑制できるよう、私たちのライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければなりません。

具体的には、家電製品や製紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の再構築が重要です。

そこで政府に対して、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミーの実現を目指すため、循環型経済の関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、以下の事項について特段の取組を求めます。

1 資源の循環を促進するための制度や施設の整備

貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器、また、再生可能エネルギーの一環として大量導入された太陽光パネルや蓄電池の部材等について、近い将来、一度に大量廃棄しなければならない事態が予想されることなどから、資源の循環を促進するための制度の創設や適切な運用、製錬技術の開発や施設の整備を促進すること。

2 動静脈産業の連携による資源循環ビジネスの普及を促進

製品の設計や製造，廃棄や再生の段階まで，製品ライフサイクル全般での環境負荷低減等の実現を目指して，動静脈産業の連携による資源循環ビジネスモデルの普及を促進すること。

3 建築物等の長寿命化を促す制度等の創設

建築物においても，スクラップ・アンド・ビルドというフロー型から，ストック型への移行が重要であり，設計・計画から施工，維持管理までの全体を通して，長寿命化やリノベーションによる建築の価値の最大化を図るために，新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ること。

4 地域や福祉施設における資源循環の導入促進

地域におけるバイオマスエネルギーの利活用により，森林を保全しつつ，木材・木質資源の持続可能な活用を目指すフォレスト・サーキュラー・エコノミー（森林・木材循環経済）の実現を目指すこと。

また，高齢化などに伴い，福祉施設等においては，大人用紙おむつの利用が今後増加することが予測されるため，紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。

5 より多くの古紙が回収・利用される環境の整備

紙の資源循環を一層推進するため，洋紙由来の古紙に加えて，段ボール等の板紙由来の古紙や，これまで焼却処分されていた未利用古紙の活用を促進するために，自治体が定める回収対象の古紙の範囲を拡大し，できるだけ多くの古紙が回収・利用される環境を整備すること。

6 自然関連及び気候関連の財務情報開示タスクフォースの推進

企業が，自社の事業活動が自然環境に及ぼす影響や依存度に関して情報を開示する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）と，自社の事業活動が気候変動に及ぼす影響等の情報を開示する気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に対して，率先して算定基盤の創設等を進めること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出します。

令和 5 年 9 月 2 1 日

三 原 市 議 会

経 済 産 業 大 臣

国 土 交 通 大 臣

環 境 大 臣 あて